

教育活動等の内容に関する重要な変更の届出に関する規程

平成 24 年 5 月 24 日理事会決定

(趣旨)

第 1 条 この規程は、教職大学院等の認証評価に関する規程（平成 21 年 10 月 20 日理事会決定）第 22 条に規定する重要な変更の届出に関し必要な事項を定めるものとする。

(届出事項)

第 2 条 一般財団法人教員養成評価機構（以下「機構」という。）が実施する認証評価を受けた教職大学院及び学校教育系専門職大学院は、次期認証評価を受ける前に、次に掲げる事項に関する変更が行われた場合は、別紙様式により変更事項の届出を機構に対して行うものとする。

- (1) 大学の名称に関する事項
- (2) 所在地に関する事項
- (3) 研究科・専攻等の設置、廃止及び名称に関する事項
- (4) 入学定員、収容定員に関する事項
- (5) その他重要と思われる事項

(対象期間等)

第 3 条 前条に規定する届出の対象となる期間は、機構が実施する認証評価を受けた年度の翌年度から次期認証評価を受ける年度の前年度までとする。

2 前条に該当する場合は、原則として変更を行った直近の 4 月末日までに届出を行うものとする。

(届出後の対応)

第 4 条 第 2 条に規定する届出があった場合、評価委員会は、必要に応じ、先の評価結果に変更事項を付記する等の措置を講じ、機構等のウェブサイトの掲載等により、広く社会に公表するものとする。

(補則)

第 5 条 この規程の改廃は、理事会の議を経て行う。

附 則

この規程は、平成 24 年 5 月 24 日から施行し、平成 24 年 4 月 2 日から適用する。

教育活動等の内容に関する重要な変更届

平成 年 月 日

一般財団法人教員養成評価機構理事長 殿

〇〇〇〇〇〇長
(氏名)

印

このたび、標記のことにつきまして、下記のとおり変更が生じたので届出いたします。

変更の内容		
変更年月日	平成 年 月 日	
新旧対照表	新	旧
添付書類 (該当あり の場合)		
その他		